|  |
| --- |
| 消防計画作成チェック表（中規模用） |

* 防災管理義務対象物　　　　　□　自衛消防組織
* 統括防火管理義務対象物　　　□　統括防災管理義務対象物
	+ 該当する項目の□に「✔」を記入する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 作成する内容 | 必要項目 | 作成チェック | 備考 |
| Ⅰ　目的及びその適用範囲等について |  |
|  | １　目的 | ◎ |  |
| ２　適用範囲 | ◎ |  |
| ３　防火管理業務の一部委託について | ▲ |  |
| Ⅱ　管理権原者の責任及び防火管理の業務 |  |
|  | １　管理権原者 | ◎ |  |
| ２　防火管理者 | ◎ |  |
| Ⅲ　消防機関との連絡等 |  |
|  | １　消防機関へ連絡、報告する事項 | ◎ |  |
| ２　防火管理維持台帳の作成、整備及び保管 | ◎ |  |
| Ⅳ　火災予防上の点検・検査 |  |
|  | １　日常の火災予防 | ◎ |  |
| ２　自主的に行う検査・点検 | ◎ |  |
| ３　防火対象物及び消防用設備等の法定点検 | ◎ |  |
| ４　報告等 | ◎ |  |
| ５　その他 | ▲ |  |
| Ⅴ　守らなければならないこと |  |
|  | １　従業員等が守るべき事項 | ◎ |  |
| ２　防火管理者等が守るべき事項 | ◎ |  |
| Ⅵ　自衛消防隊等 |  |
|  | １　事業所自衛消防隊の編成 | ◎ |  |
| ２　火災発生時の自衛消防活動 | ◎ |  |
| ３　自衛消防隊の活動範囲 | ▲ |  |
| ４　自衛消防隊長等の権限 | ◎ |  |
| ５　その他 | ◎ |  |
| Ⅶ　営業時間外等の自衛消防活動体制 |  |
|  | １　営業時間外等に在館者がいる場合 | ▲ |  |
| ２　営業時間外等に無人となる場合 | ▲ |  |
| Ⅷ　震災対策等 |  |
|  | １　震災に備えての事前計画 | ◎ |  |
| ２　震災時の活動計画 | ◎ |  |
| ３　施設再開までの復旧計画 | ◎ |  |
| ４　日常の大雨・強風に係る自衛消防対策 | ◎ |  |
| ５　受傷事故等の自衛消防対策 | ◎ |  |
| Ⅸ　防火・防災教育 |  |
|  | １　防火・防災教育の実施時期等 | ◎ |  |
| ２　自衛消防隊員等の育成 | ◎ |  |
| ３　防火管理に係る再講習 | ▲ |  |
| Ⅹ　訓練 |  |
|  | １　訓練の実施時期等 | ◎ |  |
| ２　訓練時の安全対策 | ◎ |  |
| ３　訓練の実施結果 | ◎ |  |
| 別表１ | 　日常の火災予防の担当者と日常の注意事項 | ◎ |  |  |
| 別表２－１ | 　自主検査チェック表「火気関係」 | ◎ |  |  |
| 別表２－２ | 　自主検査チェック表「閉鎖障害等」 | ◎ |  |  |
| 別表２－３ | 　自主検査チェック表「定期」 | ◎ |  |  |
| 別表２－４ | 　自主検査チェック表「消防用設備等」 | ◎ |  |  |
| 別表３ | 　消防用設備等点検計画表 | ◎ |  |  |
| 別表４－１ | 自衛消防隊の編成と任務（本部隊・単体） | ◎ |  |  |
| 別表４－２ | 自衛消防隊の編成と任務（地区隊） | ▲ |  |  |
| 別表４－３ | 自衛消防隊の編成と任務（本部・地区隊） | ▲ |  |  |
| 別表５ | 　自衛消防訓練実施結果表 | ◎ |  |  |
| 別表６ | 　防火管理業務の委託状況表 | ▲ |  |  |
| 別表７ | 　防火管理業務委託契約書等の内容チェック表 | ▲ |  |  |
| 別図 | 　避難経路図 | ◎ |  |  |

備考　１　◎印は、消防計画を作成するうえで必要な項目です。

　　　２　▲印は、該当する場合に作成する項目です。

　　　３　※印は、防災管理において、防火管理に係る消防計画を準用して作成する場合に必要な項目です。

　　　４　本消防計画は作成例です。適宜修正を加えながら、事業所の実態に合うように作成してください。

　　　　　　　　　　消防計画

統括防火管理〔 該当・非該当 〕　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日作成

|  |
| --- |
| Ⅰ　目的及び適用範囲等について |

　１　目的

この計画は、　　　　　　　　　　　に基づき、　　　　　　　　　の防火管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震、その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

　２　適用範囲

　　(1) 管理権原の及ぶ範囲は、　　　　　　　　　　全体（部分）とする。

(2) この計画を適用する者の範囲は、次のとおりとする。

　ア　管理権原者及び防火管理者

　イ　前ア以外の者で、前項に示す範囲に勤務（居住）する者

▲ウ　防火管理業務を受託している者

　３　防火管理業務の一部委託について　〔 該当・非該当 〕

　　(1) 委託者からの指揮命令

　　　　委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

(2) 委託者への報告

　　受託者は、受託した防火管理業務について、定期に防火管理者に報告する。

(3) 防火管理業務の委託状況

　　別表６「防火管理業務の委託状況表」のとおり。

(4) 受託者との契約内容の自己チェック

　　管理権原者は、別表７「防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）」により契約内容等の自己チェックを行う。

|  |
| --- |
| Ⅱ　管理権原者の責任及び防火管理の業務 |

　１　管理権原者

　　(1) 管理権原者は、防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。

(2) 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修するものとする。

(3) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合の本事業所における自衛消防活動の全般についての責任を負うものとする。

(4) 管理権原者は、管理・監督的な立場にあり、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせるものとする。

(5) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えるものとする。

　２　防火管理者の業務

(1) 消防計画の作成（変更）

(2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施

(3) 火災予防上の自主検査の実施及び監督

　　消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）等の検査・点検を実施又は監督し、不備欠陥箇所がある場合は、改修を図る。

(4) 防火対象物の法定点検及びその立会い

(5) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い

(6) 改装工事等の立会い及び安全対策の策定

(7) 火気の使用、取扱いの指導、監督

(8) 収容人員の適正管理

(9) 従業員等に対する防火・防災教育の実施

(10)　防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督

(11)　管理権原者への提案や報告

(12)　放火防止対策の推進

(13)　その他防火管理上必要な業務

|  |
| --- |
| Ⅲ　消防機関との連絡等 |

　１　消防機関へ連絡、報告する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　別 | 届　出　等　の　時　期 | 届　出　者 |
| (1) 防火管理者選任（解任）届出 | 　防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき | 管理権原者 |
| (2) 消防計画作成（変更）届出 | 　消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したときア　管理権原者又は防火管理者の変更イ　用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更ウ　防火管理業務の一部委託に関する事項の変更 | 防火管理者 |
| (3) 訓練実施の通報 | 　消防訓練を実施するとき | 防火管理者 |
| ▲(4) 禁止行為の解除承認申請 | 　喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするとき | 管理権原者又は防火管理者 |
| (5) 消防用設備等点検結果報告 | 　　　　年に１回（総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書） | 管理権原者 |
| (6) 防火対象物点検結果報告 | 　　　　年に１回 | 管理権原者 |
| (7) その他 |  |  |

　２　防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

(1) 管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

(2) 転売等により、管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち、竣工からの建築関係及び消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に受け渡すものとする。

|  |
| --- |
| Ⅳ　火災予防上の点検・検査 |

１　日常の火災予防

(1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表１「日常の火災予防を行う担当者と日常の注意事項」のとおりとする。

(2) 管理権原者又は防火管理者は、別表１「日常の火災予防を行う担当者と日常の注意事項」を関係する従業員等に周知し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。

(3) その他

２　自主的に行う検査・点検

(1) 火災予防上の自主検査

　　　自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

　　ア　日常的に行う検査について、出火防止の確認は、別表２－１『自主点検チェック表「火気関係」』に、避難安全等の確認は、別表２－２『自主点検チェック表「閉鎖障害等」』に基づき行う。

　　イ　定期的に行う検査については、別表２－３『自主点検チェック表「定期」』に基づき行う。

(2) 消防用設備等の自主点検

　ア　法定点検のほかに、別表２－４『自主点検チェック表「消防用設備等」』に基づき自主点検を行う。

　　イ　実施時期は、おおむね　　　　　　　　　　　　　とする。

３　防火対象物及び消防用設備等の法定点検

(1) 防火対象物の法定点検は、　　　　　　　　　　　　　　　　に委託して行う。

(2) 消防用設備等の法定点検は、　　　　　　　　　　　　　　　に委託して、別表３「消防用設備等点検計画表」に基づき行う。

(3) 防火管理者は、前２号の点検実施時には立ち会うこと。

４　報告等

(1) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。

　　ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

(2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し、改修を図るものとする。

(3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

５　その他

|  |
| --- |
| Ⅴ　守らなければならないこと |

１　従業員等が守るべき事項

(1) 従業員等は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

　ア　避難口、廊下、階段などの避難施設に物品等を置かないこと。

　イ　階段等への出入口に設けられている扉の開閉を妨げるように物品等を置かないこと。

　ウ　ア及びイにおいて、物品等が置かれていることを発見した場合は直ちに除去し、容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

　エ　その他

 (2) 火気管理等

ア　喫煙は、指定された場所で行い、確実に吸殻を処理する。

イ　終業時には必ず灰皿の整理及び火気使用設備器具等の安全を確認する。

ウ　火気使用設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

エ　火気使用設備器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外に使用しない。

オ　燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

カ　危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

キ　その他

 (3) 放火防止対策

ア　死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

イ　物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

ウ　建物内外の整理整頓を行う。

エ　トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。

オ　火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

カ　その他

２　防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

(2) 工事中の安全対策の策定

　　　ア　管理権原者は、次に掲げる事項の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出なければならない。

　　　　(ｱ) 増築等で建築基準法第７条の６及び第１８条第２４項に基づき特定行政庁に仮使用の承認を受けたとき

(ｲ) 消防用設備等の増築等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

イ　工事人等の遵守事項

　　管理権原者は、工事人に対し、次の事項を遵守させる。

(ｱ) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備すること。

(ｲ) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

(ｳ) 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させること。

(ｴ) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

(ｵ) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。

(ｶ) その他

ウ　防火管理者は、工事・催物等の計画内容の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。

(3) 火気の使用制限

　　　　防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

　　　ア　喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定

　　　イ　火気使用設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定

ウ　危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定

　　　エ　工事等の火気使用の禁止又は制限

　　　オ　その他必要と認められる事項

(4) 臨時の火気使用等

　　　　防火管理者は、次の事項が行われようとする場合又は行われていることを確認した場合は、その内容に応じて防火管理上必要な指示を行うものとする。

　　　ア　指定された場所以外での喫煙又は臨時的な火気の使用

　　　イ　各種火気使用設備器具の設置又は変更

ウ　危険物等の使用

　　　エ　その他

(5) その他

　　　ア　防火戸や防火シャッターなどの閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに明示する。

　　　イ　避難経路図を作成し、建物利用者に周知させることができるように掲出する。

　　　ウ　その他

|  |
| --- |
| Ⅵ　自衛消防隊等 |

１　自衛消防隊の編成

(1) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を、別表４のとおり編成する。

　　自衛消防隊長は、　　　　　　　がその任務にあたる。

　　自衛消防隊長には、その任務を代行する者を、必要に応じて定める。

(2) 管理権原者は、編成表を見やすいところに掲示するなどして、全従業員等に周知する。

２　火災発生時の自衛消防活動

　消火・通報・避難誘導等の担当者は、次に示す基準により行動する。

(1) 通報・連絡

　ア　火災が発生したときには、通報連絡（情報）班又は火災を発見した者は、直ちに119番通報し、及び防災センター等に火災の状況を連絡するとともに、周囲の者に知らせる。

　イ　すでに消火された火災を発見した場合も、消防機関に通報する。

　ウ　管理権原者、防火管理者が不在のときは緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

エ　その他

(2) 初期消火

　　　ア　消火班は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。

　　　イ　消火班は、消火器や屋内消火栓などの消防用設備等を用いて消火する。

(3) 避難誘導

　　　ア　避難誘導班は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

　　　イ　拡声器、メガホン等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

　　　ウ　避難方向が分かりにくい場所には、誘導員を配置する。

エ　避難誘導班は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、事業所自衛消防隊長に報告する。

オ　その他

 (4) 安全防護

　　　ア　逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

　　　イ　その他

 (5) 応急救護

　　　ア　応急救護班は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

　　　イ　応急救護班は、負傷者の氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所及び負傷程度など必要事項を記録する。

　　　ウ　逃げ遅れの情報を得た場合、可能な範囲で屋外避難階段等の安全な場所に救出する。

　　　エ　その他

３　自衛消防隊の活動範囲

(1) 自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物全体（当該事業所の管理範囲内）とする。

(2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

(3) その他

４　自衛消防隊長等の権限

(1) 自衛消防隊長は、火災、地震その他の災害等が発生した場合の当該防火対象物（事業所）における自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

　　(2) 管理権原者は、自衛消防隊長の代行者に対し、自衛消防隊長の任務を代行するために必要な、指揮、命令、監督等の権限を付与する。

５　その他

|  |
| --- |
| Ⅶ　営業時間外等の自衛消防活動体制 |

緊急連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

１　営業時間外等に在館者がいる場合

(1) 営業時間外等の巡回等

　　　　守衛等は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

(2) 営業時間外等における自衛消防活動

　　　　営業時間外等における自衛消防活動は、次の初動措置を行う。

ア　通報連絡

　　　火災が発生したときは、直ちに119番通報するとともに、他の建物内にいる者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

イ　初期消火

　　　消火器や屋内消火栓などの消防用設備等を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

ウ　避難誘導

　　　工事、点検等のため入館者がある場合は、非常放送や拡声器などを使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

エ　消防隊への情報提供等

　　　　　消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

　　　オ　その他

２　営業時間外等に無人となる場合

　　　営業時間外等において無人となる場合は、次によるものとし、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

(1) 無人直接通報

(2) 即時通報

(3) その他

|  |
| --- |
| Ⅷ　震災対策等 |

１　震災に備えての事前計画

(1) 防災についての任務分担

　　　　管理権原者は、別表１「日常の火災予防を行う担当者と日常の注意事項」に定めた組織の編成表に準じて、実施区分ごとに点検、検査の任務分担を行う。

(2) 建築物等の点検及び補強

　　　　管理権原者は、建築物及び建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止措置を行う。

　　　　また、県や市が作成・公表する地震等の被害予測やハザードマップ等を定期的に確認し、防火対象物に影響を及ぼす震災時の延焼、建物倒壊等の危険実態を把握する。

(3) オフィス家具類の落下、転倒及び移動防止措置

　　　　管理権原者は、事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機等のオフィス家具類の落下、転倒及び移動防止措置を行う。

(4) 危険物等の流出防止措置

　　　　管理権原者は、危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火防止措置及び送油管等の緩衝装置の点検及び確認を行う。

(5) 火気使用設備器具の点検及び安全措置

　　　　管理権原者は、火気使用設備器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等について、作動状況の点検及び確認を行う。また、火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品を置かない。

(6) 消火器等の準備及び適正管理

　　　　管理権原者は、「Ⅳ　火災予防上の点検・検査」に基づき、消防用設備等の法定点検及び自主点検を行い、消火器等を適正に維持管理する。

(7) 安全避難確保及び点検

　　　　管理権原者は、従業員等が建物から安全に避難できるよう、別表２－２『自主検査チェック表「閉鎖障害」』に基づき、避難施設及び防火設備を点検し、安全な状態を確保する。

　　　　また、避難場所及び避難方法を確認しておき、火災、津波の危険が予想される場合、適切に避難を実施する。

　　　　避難場所：

　　　　避難方法：

(8) 資器材及び非常用物品の準備

　　　　管理権原者は、地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。また、資器材及び非常用物品の点検整備を定期的に実施する。

(9) 防災教育及び訓練

　　　　管理権原者は、「Ⅸ　防火・防災教育」に基づき、従業員等に対し地震時の対応方法等の防災教育及び訓練を実施する。

(10)　周辺地域の事業所、住民等の連携及び協力体制の確立

　　　　　管理権原者は、周辺地域の事業所及び住民等との連携及び協力に努める。

(11)　家族との安否確認手段の確保

　　　管理権原者は、通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、従業員等との連絡手段及び手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう家族等との安否確認手段を周知する。

　　ア　従業員等は、震災時における家族との安否確認手段を日ごろから家族と話し合い、複数の連絡手段を確保しておくこと。

　　イ　震災時における従業員等の安否確認者（班）及び安否確認手段は、次のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 安否確認者（班） | 優先順位 | 安否確認手段 |
|  | １ |  |
| ２ |  |
| ３ |  |

(12)　従業員等の一斉帰宅の抑制

　　　管理権原者は、従業員等の一斉帰宅を抑制するため、次の措置を講じる。

　　ア　震災により公共交通機関が運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、従業員等に「むやみに移動を開始しない」ことを周知する。

　　イ　震災時に従業員等の安全を確保するため、安全に待機できる場所（施設内待機場所）を確保する。

　　ウ　従業員等の施設内待機を維持するため、３日分の飲料水、食料その他災害時における必要な物資（備蓄品）を備蓄するものとする。また、従業員等以外の帰宅困難者用に１割程度余分に備蓄しておく。

　　エ　従業員の徒歩による帰宅経路を把握し、グループごとの時差退社計画を作成する。

(13)　帰宅困難者対策

　　　自衛消防隊長は、公共交通機関の運行状況、二次災害に備えた余震、津波等の発生危険に関する情報把握に努め、館内放送等を活用して、従業員等に適宜知らせる。

(14)　災害予防措置

　　　管理権原者は、訓練等を実施した結果の確認及び検証を行い、計画の見直し、改善していく取り組み（ＰＤＣＡサイクル）を取り入れること。

２　震災時の活動計画

(1) 震災時の自衛消防隊の任務

　　　ア　地震により防火対象物で火災が発生した場合は、火災発生時の自衛消防活動による。

　　　イ　自衛消防隊長は、被害状況及び活動状況を把握し、適宜、管理権原者に報告する。

(2) 緊急地震速報の活用

　　　　緊急地震速報を受信した場合は、周囲の状況に応じて、自身の身の安全を確保すること。

(3) 出火防止及び初期消火活動

　　　　地震時の出火防止対策及び初期消火活動は、次のとおり。

　　　ア　地震時、火気使用設備器具付近にいる従業員等は、電源や元栓等の遮断を行う。ただし、即座に行動することが危険である場合は、揺れがおさまった後に行う。

イ　防火担当責任者等は、二次災害を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が見られた場合は応急措置を行う。

　　　ウ　火災を発見した者は、周囲に知らせるとともに、消防用設備等を活用し初期消火を行う。

(4) 危険物等の流出、漏えい時の緊急措置

　　　　管理権原者は、危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の流出又は漏えい等が発生した場合は、自衛消防隊を活用して応急措置を行うとともに、消防機関その他関係者に連絡する。

(5) 初期救助・救護活動

　　　ア　負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所又は医療機関に搬送する。

　　　イ　倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。

　　　ウ　救出は、人命への危険が切迫している者を優先し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な者を優先する。

　　　エ　その他

(6) 被害状況の把握等

　　　　自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し、必要な情報は自衛消防隊員に周知するとともに、混乱防止のため、建物内の在館者にも適切な指示を行う。

(7) 避難場所及び避難方法

　　　　管理権原者は、火災、津波等の危険が予想される場合、事前に定めた避難方法に基づき、適切に避難を開始する。

(8) 周辺地域の事業所・住民との連携

　　　　自衛消防隊長は、活動が終了した後、周辺地域の事業所や住民と連携し、周辺地域の支援活動を行う。

(9) 家族等との安否確認

　　　　家族等との安否確認は、次のとおり。

　　　ア　従業員は、震災時に家族等の安否を確認し、　　　　　　　　　　に報告する。

　　　イ　　　　　　　　　　　は、震災時に、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに従業員の安否確認を実施する。

　　(10)　従業員等の施設内待機等

　　　　　従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動は、次のとおり。

　　　　ア　管理権原者は、震災時に　　　　　　　　　　　を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底させる。

　　　　イ　管理権原者は、震災時に災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに、施設の安全点検により施設内で待機できるかどうか判断する。

　　　　ウ　管理権原者は、施設周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、鹿児島市の避難所開設情報等により従業員等を避難所に誘導する。

　　　　エ　管理権原者は、災害発生状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、従業員等が安全に帰宅できるようになった場合は、時差退社計画表に基づき、グループ別に集団帰宅させる。

▲(11)　周囲の環境等による事前対策

　　　管理権原者は、施設周囲の環境等により、次の対策を講じておく。

　　　　ア　津波対策

　　　　イ　液状化対策

３　施設再開までの復旧計画

(1) ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策

　　　　ガス、電気、上下水道、通信等途絶時は、非常用物品を活用し対応する。

(2) 危険物、ガス、電気等に関する二次災害防止措置

　　　　震災後の二次災害を防止するため、火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。

(3) 被害状況の把握

　　　　二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否状況を把握し、使用可能な消火器等を安全な場所に集めておく。

(4) 復旧作業等の実施

　　　　管理権原者は、復旧作業又は建物の使用を再開するときは、通常と異なる利用形態となることから、立入禁止区域や避難経路を従業員等に周知徹底する。

４　日常の大雨・強風等に係る自衛消防対策

(1) 日常の大雨・強風対策、被害の未然防止措置

　ア　大雨や強風に備え、日ごろから排水溝の清掃及び落下危険のある物の除去を図る。

　イ　停電時等でも正しい情報が入手できるよう、ラジオ等を備えておく。

　ウ　防水板、土のう、排水ポンプの定期点検

(2) 大雨・強風等に伴う災害発生時の自衛消防活動

　ア　大雨洪水警報の発令等、災害発生危険が高まった場合は、次の活動を行う。

　　　　(ｱ) 建物内外の定期巡回

(ｲ) 屋外に通じる窓、扉の閉鎖

　イ　道路の冠水等、地下部分への浸水危険がある場合は、次の活動を行う。

　　　　(ｱ) 資器材の点検、排水ポンプの作動確認

(ｲ) 地下部分への立入制限

(ｳ) エレベーターの使用制限

　５　受傷事故等の自衛消防対策

(1) 受傷事故等に対する事前の備え

　ア　従業員等に、救命講習等の受講促進を図る。

　イ　応急救護資器材を保有している場合、定期的に点検・整備を行う。

(2) 受傷事故等発生時の活動

　ア　傷病者のそばにいる者は、応急手当を行うとともに、消防機関に通報する。

　イ　応急救護の知識・技術を持った者がいる場合は、応援要請を行う。

　ウ　人員に余裕がある場合は、現場まで救急隊の誘導を行う。

　エ　救急隊到着後は、救急隊員の指示に従う。

|  |
| --- |
| Ⅸ　防火・防災教育 |

１　防火・防災教育の実施時期等

防火・防災教育は、教育の対象者により、防火管理者が実施者、実施時期を判断し、おおむね次に示す内容について実施する。

(1) 消防計画について

(2) 火災発生時の対応について

(3) 地震時及びその他災害時の対応について

(4) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施時期 | 実施者 |
| 新入社員 | 採用時 | 防火管理者 |
| 正社員 | ４月・９月 | 防火管理者 |
| 朝礼時 | 防火担当責任者又は火元責任者 |
| アルバイト・パート | 採用時 | 防火管理者 |
| 朝礼時 | 防火担当責任者又は火元責任者 |
|  |  |  |
|  |  |  |

※　上記表は、一つの例を示しています。

２　自衛消防隊員等の育成

(1) 管理権原者は、災害時において、円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防隊の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進する。

(2) 防火管理者の育成

　　管理権原者は、防火管理者として選任している者以外にも、自衛消防隊の各班長に防火管理の資格を有する者の指名や、定期異動・退職等により防火管理者が不在とならないよう計画的に防火管理講習を受講させるなど、防火管理者の育成に努める。

(3) その他

※　防災管理に係る消防計画を作成する時は、自衛消防業務講習に関する記載を加える。

３　防火管理に係る再講習

(1) 防火管理者は、選任された日の４年前までに甲種防火管理新規講習又は再講習を修了している場合は、選任されてから１年以内に、それ以外の場合は、甲種防火管理新規講習又は再講習を修了した日以後の最初の４月１日から５年以内に甲種防火管理再講習を受講する。

(2) 管理権原者は、(1)の受講に際して、必要な措置を講じる。

|  |
| --- |
| Ⅹ　訓練 |

１　訓練の実施時期等

(1) 訓練の実施時期等は、次表のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 実施時期 | 備考 |
| 総合訓練 | 　　　月・　　　月 |  |
| 部分訓練 | 　　　月 |  |
| その他の訓練 | 　　　月 |  |

(2) 訓練は、防火管理者が中心となって行い、必要に応じて、消防職員の立会いを求める。

(3) 訓練を実施しようとするときは、実施日の７日前までに「消火訓練・避難訓練通知書」を管轄の消防署又は分遣隊に提出する。

２　訓練時の安全対策

　防火管理者は、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

(1) 訓練実施前

　ア　訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、事前に必ず点検する。

イ　事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。

(2) 訓練実施時

ア　訓練実施時において、使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。

イ　防火管理者は、安全管理者や補助者等を指名して要所に配置するとともに、各操作及び動作の安全を確認すること。

(3) 訓練終了後

訓練終了後の使用資器材収納時も、十分に安全を確保させる。

３　訓練時の実施結果

　　(1) 防火管理者は、自衛消防訓練終了後、直ちに訓練の実施結果について検討するとともに、別表５「自衛消防訓練実施結果表」に記録し、以後の訓練に反映させる。

(2) 前項の「自衛消防訓練実施結果表」は、防火管理関係台帳に綴じて、訓練を行った日から３年間保管する。

別表１

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項　〔百貨店等の記載例〕

|  |  |
| --- | --- |
| 管理権原者　役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　 | 担　　　　　当　　　　　者　　　　　の　　　　　任　　　　　務 |
| 防火管理者　役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　 | 防火管理者 | ・当該施設の防火管理業務の統括責任者・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。 |
| 防火担当責任者 | 火元責任者 |
| 担当区域 | 氏　　名 | 担当区域 | 氏　　名 | 防火担当責任者 | ・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。・防火管理者の補佐を行う。 |
|  |  |  |  |
|  |  |  | 火元責任者 | ・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。 |
|  |  |  |  | 従　　　業　　　員　　　等　　　の　　　注　　　意　　　事　　　項 |
| 1　消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周囲には、物品を置かないこと。2　防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。3　火気設備器具の周辺には、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。4　休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。5　従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。6　死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。7　危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。8　異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。9　喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。10　建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。11　電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。12　火元責任者は、担当区域の火気の状況を責任を持って管理すること。13　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※　記載例ですので、実態に合わせて作成してください。

別表２－１

自主検査チェック表（日常）「火気関係」

月

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 |  | 担当区域 |  |
| 日 | 曜日 | 実施項目 |
| ガス器具のホース老化・損傷 | 電気器具の配線老化・損傷 | 火気使用設備器具の設置・使用状況 | 吸殻の処理 | 倉庫等の施錠管理 | 終業時の火気確認 | その他（共用部分の可燃物の有無等） |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修 | 防火管理者確　　　認 |  |

別表２－２

自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 |  | 担当範囲 |  |
| 実施日時 |  |  |  |  |
| 実施項目 | 確認箇所 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 |
| 避難障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 操作障害等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考 |  |  |  |  |
| 実施責任者 |  | 担当範囲 |  |
| 実施日時 |  |  |  |  |
| 実施項目 | 確認箇所 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 |
| 避難障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 操作障害等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考 |  |  |  |  |
| （備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修 | 防火管理者確　　　認 |  |

別表２－３

自主検査チェック表「定期」

|  |  |
| --- | --- |
| 実施項目及び確認箇所 | 検査結果 |
| 建物構造 | ⑴　基礎部　　上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。 |  |
| ⑵　柱・はり・壁・床　　コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| ⑶　天井　　仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 |  |
| ⑷　窓枠・サッシ・ガラス　　窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。 |  |
| ⑸　外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット　　貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。 |  |
| ⑹　屋外階段　　各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。 |  |
| ⑺　手すり　　支柱が破損・腐食していないか。また、取付部に、緩み・浮きがないか。 |  |
| ⑻　消防隊非常用進入口　　表示されているか。また、進入障害はないか。 |  |
| 防火・防災施設 | ⑴　外壁の構造及び開口部等　①　外壁の耐火構造等に損傷はないか。 |  |
| 　②　外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 |  |
| 　③　防火戸は円滑に開閉できるか。 |  |
| ⑵　防火区画　①　防火区画を構成する壁、天井に破損はないか。 |  |
| 　②　階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 |  |
| 　③　自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。　　　〔確認要領〕　・常時閉鎖式は最大限まで開放し閉まるのを確認する。　　　　　　　　　　・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 |  |
| 　④　防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 |  |
| 　⑤　防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 |  |
| 　⑥　防火ダンパーの作動状況は良いか。 |  |
| 避難施設 | ⑴　廊下・通路　①　有効幅員が確保されているか。 |  |
| 　②　避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。 |  |
| ⑵　階段　①　手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 |  |
| 　②　階段室の内装は不燃材料になっているか。 |  |
| 　③　階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。 |  |
| 　④　非常用照明がバッテリーで点灯するか。 |  |
| ⑶　避難階の避難口（出入口）　①　扉の開放方向は避難上支障ないか。 |  |
| 　②　避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 |  |
| 　③　避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 |  |
| 　④　避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。 |  |
| 火気使用設備器具 | ⑴　厨房設備（こんろ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等　①　可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 |  |
| 　②　ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。 |  |
| 　③　油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。 |  |
| 　④　防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 |  |
| 　⑤　煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。 |  |
| ⑵　暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等）　①　自動消火装置は、適正に機能するか。 |  |
| 　②　火気周囲は、整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備 | ⑴　変電設備　①　電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。 |  |
| 　②　変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 |  |
| 　③　変電設備に異音、過熱はないか。 |  |
| ⑵　電気器具　①　タコ足の接続を行っていないか。 |  |
| 　②　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| 危険物施設等 | ⑴　少量危険物貯蔵取扱所　①　標識は掲げられているか。 |  |
| 　②　掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 |  |
| 　③　換気設備は適正に機能しているか。 |  |
| 　④　容器の転倒、落下防止措置はあるか。 |  |
| 　⑤　整理清掃状況は適正か。 |  |
| 　⑥　危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 |  |
| 　⑦　屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。 |  |
| ⑵　指定可燃物貯蔵取扱所　①　標識は掲げられているか。 |  |
| 　②　貯蔵取扱所周辺に火気はないか。 |  |
| 　③　整理整頓（集積）の状況は良いか。 |  |
| 検査実施者氏　　　名 | 検査年月日 | 検査実施者氏　　　名 | 検査実施日 | 防火管理者確　　　認 |
|  | 　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日 |  | 　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日 |  |
| （備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修 |

別表２－４

自主検査チェック表「消防用設備等」

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 消火器（　　年　　月　　日実施） | (1) 設置場所に置いてあるか。 |  |
| (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 |  |
| (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 |  |
| (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 |  |
| (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。（蓄圧式の場合） |  |
| 屋内消火栓設備泡消火設備（移動式）（　　年　　月　　日実施） | (1) 使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 |  |
| (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 |  |
| (4) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| スプリンクラー設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 |  |
| (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 |  |
| (5) 制御弁は閉鎖されていないか。 |  |
| 水噴霧消火設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。 |  |
| 泡消火設備（固定式）（　　年　　月　　日実施） | (1) 泡の分布を妨げるものがないか。 |  |
| (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。 |  |
| 不活性ガス消火設備ハロゲン化物消火設備粉末消火設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） |  |
| (2) 手動式起動装置の直近の見やすい個所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 |  |
| (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 |  |
| (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| 屋外消火栓設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 |  |
| (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。 |  |
| 動力消防ポンプ設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 |  |
| (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 |  |
| (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 |  |
| 自動火災報知設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 |  |
| (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。 |  |
| ガス漏れ火災警報設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 |  |
| (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食はないか。 |  |
| 漏電火災警報器（　　年　　月　　日実施） | (1) 電源表示灯は点灯しているか。 |  |
| (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆び等で固着していないか。 |  |
| 非常ベル（　　年　　月　　日実施） | (1) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| (2) 操作上障害となる物がないか。 |  |
| (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 |  |
| 放送設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか |  |
| (2) 試験的に、放送ができるか確認する。 |  |
| 避難器具（　　年　　月　　日実施） | (1) 避難に際し、容易に接近できるか。 |  |
| (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。 |  |
| (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 |  |
| (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 |  |
| (5) 標識に変形、脱力、汚損がないか。 |  |
| 誘導灯（　　年　　月　　日実施） | (1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 |  |
| (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 |  |
| (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 |  |
| (4) 不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 消防用水（　　年　　月　　日実施） | (1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 |  |
| (2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 |  |
| (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 |  |
| 連結散水設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 |  |
| (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 |  |
| 連結送水管（　　年　　月　　日実施） | (1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 |  |
| (4) 放水口の格納箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 |  |
| (5) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| 非常コンセント設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 |  |
| (2) 保護箱は変形、損傷、著しい腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 |  |
| (3) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| 備考 |  |  |
| 検査実施者氏名 |  | 防火管理者確認 |  |
| （備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修 |

別表３

消防用設備等点検計画表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検実施年月日及び点検の区分消防用設備等の種類 | 点検実施年月日 | 消防用設備等の点検を業者と契約している場合（業者名、住所、連絡先） |
| 機器点検 | 総合点検 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |  |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |

別表４－１

自衛消防隊の編成と任務（本部隊・単体）

|  |
| --- |
| 　自衛消防隊本部長　　　　　　　　　　　　　　　　：自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。　自衛消防隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　　：本部長が不在の場合、その職務を代行する。自衛消防副隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　：隊長等を補佐し、隊長等が不在の場合は、その職務を代行する。 |
| 本部隊の編成 | 平常時の任務 | 大規模災害時の隊編成と任務 |
| 指揮班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　隊長、副隊長の補佐２　自衛消防本部の設置３　地区隊への命令の伝達、情報収集４　消防隊への情報提供、現場への誘導５　その他指揮統制上必要な事項 | 　情報収集班として編成する。 | １　報道等により、災害に関する情報を収集し、自衛消防隊の各班に連絡するとともに、在館者へも情報の周知を図る。２　周辺地域の状況を把握する。３　食料品、飲料水、衣料品等及び各種資器材を確認する。４　在館者の調査 |
| 情報連絡班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　消防機関への通報、通報の確認２　館内への非常放送、指示命令の伝達３　関係者への連絡 |
| 消火班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　初期消火活動２　地区隊が行う消火作業への指揮３　消防隊との連携、補助 | 点検措置班として編成する。 | 建物、防火設備、避難施設、電気、ガス、ＥＶ，消防用設備等、危険物施設の点検及び保安措置を講ずる。 |
| 避難誘導班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　出火階、上層階への避難開始指示２　非常口の開放、開放の確認３　避難上障害となる物品の除去４　逃げ遅れの確認及び報告５　ロープ等による警戒区域の設定 | 　平常時と同様。 | 　混乱防止を主眼とし、在館者に対する案内及び避難誘導を行う。 |
| 安全防護班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　防火シャッター等の閉鎖２　非常電源の確保、燃料等の供給停止３　ＥＶ、エスカレーターの非常措置 | 　点検措置班として編成する。 | 　消火班と同じ。 |
| 応急救護班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　応急救護所の設置２　負傷者の応急処置３　救急隊への情報提供、補助 | 　情報収集班として編成する。 | 　指揮班、通報連絡班に同じ。 |

※実態に合わせた編成を行うこと。単体として使用する場合は、本部長＝隊長となる。

別表４－２

自衛消防隊の編成と任務（地区隊）

|  |
| --- |
| 地区隊長：担当区域（支店など本部以外の対象物）の初動措置に係る指揮及び自衛消防隊本部長等への報告を行う。 |
| 地区隊の編成 |
| 　　　　　支店　地区隊長　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　支店　地区隊長　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　支店　地区隊長　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　支店　地区隊長　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　 |
| 平常時の任務 | 大規模災害時の隊編成と任務 |
| 情報連絡班 | 　消防機関への通報、地区隊長への連絡等 | 　情報収集班として、災害に関する情報収集 |
| 消火班 | 　出火場所の確認、初期消火活動 | 　点検班として、担当区域の各安全措置 |
| 避難誘導班 | 　在館者の避難誘導 | 　平常時同様、避難誘導 |
| 安全防護班 | 　水損防止、電気・ガス等の安全措置、防火戸・防火シャッターの操作 | 　点検班として、消火班と連携 |
| 応急救護班 | 　負傷者に対する応急処置 | 　応急措置班を兼務し、危険個所の補強・整備 |

※実態に合わせた編成を行うこと。

別表４－３

自衛消防隊の編成と任務（本部・地区隊）

|  |
| --- |
| 　自衛消防隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　　：自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。自衛消防副隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　：隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その職務を代行する。地区隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　：担当区域の初動措置に係る指揮及び自衛消防隊長等への報告を行う。 |
| 自衛消防隊の編成 |
| 　　　階　地区隊長　　　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　　　　階　地区隊長　　　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　 | 　　　階　地区隊長　　　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　　　　階　地区隊長　　　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　 |
| 平常時の任務 | 大規模災害時の隊編成と任務 |
| 情報連絡班 | 　消防機関への通報、館内への非常放送、隊長等の指示事項伝達、　関係者への連絡等 | 　情報収集班として、災害に関する情報収集 |
| 消火班 | 　出火場所の確認、初期消火活動 | 　点検班として、担当区域の各安全措置 |
| 避難誘導班 | 　在館者の避難誘導、負傷者・逃げ遅れの確認、避難障害物品の除去等 | 　平常時同様、避難誘導 |
| 安全防護班 | 　水損防止、電気・ガス等の安全措置、防火戸・防火シャッターの操作 | 　点検班として、消火班と連携 |
| 応急救護班 | 　応急救護所の設置、負傷者に対する応急処置、救急隊への情報提供 | 　応急措置班を兼務し、危険個所の補強・整備 |

※実態に合わせた編成を行うこと。

別表５

自衛消防訓練実施結果表

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日時 | 　　　　　　年　　月　　日　　　　時　　分　から　　　時　　分　まで |
| 実施場所 |  |
| 実施範囲 | * 全体　・　□　部分（　　　　　棟　　　　　階）
 |
| 訓練想定 | * 火災　　□　地震　　□　その他の災害（　　　　　　　）

【具体的な内容】 |
| 訓練項目等（該当する□に✔をし、具体的な内容を記載。） | * 総合訓練
 | 名 |
| 個別訓練 | * 消火訓練
 | 名 | * 通報訓練
 | 名 |
| * 避難訓練
 | 名 |  |
| * その他（　　　　　　　　　　　　　　）
 | 名 |
| 訓練参加者内訳 | 従業員・居住者等（□　全員　　□　一部）　　　　　名（うちパート・アルバイト　　　　　　名） |
| 訓練指導者 | 職　　　　　　　　　　氏名 |
| 結果への意見 | 全体の評価 |  |
| 推奨事項 |  |
| 反省点 |  |
| 記録者 | 職　　　　　　　　　　氏名 |
| 備考　１　「総合訓練」とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供など、一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。　　　２　訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付する。　　　３　本表は、３年間保存すること。 |

別表６

防火管理業務の委託状況表

年　　月　　日現在

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受託者 | 個人の場合 | 法人の場合 |
| 氏名：住所：担当事務所：事務所所在地：連絡先：保有資格： | 法人名称：法人所在地：法人連絡先：担当者氏名：担当連絡先：保有資格： |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方式 | 範囲 | □出火防止義務（火気使用箇所の点検監視等）□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□防火・防災設備等の監視・操作業務 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
| □火災　　　□地震　　　□その他（　　） |
| □初期消火　□避難誘導　□救出・応急救護　□通報連絡　□その他（　　） |
| □自衛消防訓練指導　　　□その他（　　） |
| 方法 | 常駐場所 |  |
| 常駐人員 |  |
| 委託区域 |  |
| 委託時間帯 |  |
| 巡回方式 | 範囲 | □出火防止義務（火気使用箇所の点検監視等）□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□防火・防災設備等の監視・操作業務 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
| □火災　　　□地震　　　□その他（　　） |
| □初期消火　□避難誘導　□救出・応急救護　□通報連絡　□その他（　　） |
| □自衛消防訓練指導　　　□その他（　　） |
| 方法 | 巡回回数 |  |
| 巡回人員 |  |
| 委託区域 |  |
| 委託時間帯 |  |
| 遠隔移報方式 | 範囲 | □防火・防災設備等の遠隔監視・操作業務 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
| □火災　　　□地震　　　□その他（　　） |
| □初期消火　□避難誘導　□救出・応急救護　□通報連絡　□その他（　　） |
| □その他（　　） |
| 方法 | 要員の待機場所 |  |
| 到着所要時間 |  |
| 委託区域 |  |
| 委託時間帯 |  |
| 備考：受託者の行う防火管理業務の範囲については、該当する項目の□に✔印を記入する。 |

別表７

防火管理業務委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）

|  |  |
| --- | --- |
| 作成する内容 | チェック欄 |
| １ | 名称・所在 |  |
| ２ | 委託業務範囲等 |
|  | (1) 範囲（全部、階数、一部等） |  |
| (2) 業務（一括、防災センター監視、警備、設備、清掃、駐車場等） |  |
| (3) 契約期間 |  |
| (4) 委託者に対する防火管理上の権限付与 |  |
| ３ | 委託者の厳守事項 |
|  | (1) 契約内容の遵守 |  |
| (2) 消防法令に基づく管理権原者又は防火管理者の指揮・命令の遵守 |  |
| (3) 消防計画に基づく業務遂行 |  |
| (4) 消防法令及び館内規則の遵守 |  |
| (5) 勤務日報等の記録及び報告 |  |
| ４ | 勤務体制等 |
|  | (1) 方法（常駐、巡回、遠隔移報） |  |
| (2) 常駐場所（防災センター、管理室、待機場所等） |  |
| (3) 時間、人数、巡回回数、到着所要時間 |  |
| (4) 休日、夜間の体制 |  |
| (5) 消防用設備等の取扱いマニュアルの設置 |  |
| (6) 資格保有者数（自衛消防業務講習修了、防火管理資格等） |  |
| ５ | 受託会社が行う派遣従業員への防火・防災教育、訓練の実施体制 |
|  | (1) 教育担当者の配置 |  |
| (2) 教育担当者による計画的な防火・防災教育、訓練実施状況 |  |
| ６ | 出火防止義務 |  |
|  | (1) 火気使用箇所の点検等監視義務 |  |
| 　ア　喫煙禁止場所での違反者に対する是正措置 |  |
| 　イ　火気使用設備器具の点検及びガスの閉鎖状況確認 |  |
| 　ウ　吸殻処理状況の確認 |  |
| (2) 周囲の可燃物の管理等 |  |
| 　ア　放火防止対策（建物周囲や共用部分に放置された可燃物の処理） |  |
| 　イ　リネン室、倉庫、ゴミ置場等の施錠 |  |
| ７ | 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 |  |
|  | (1) 防火設備、消防用設備等の管理、保全状況の目視点検、確認 |  |
| (2) 防火戸・防火シャッターの閉鎖障害有無及び閉鎖状況 |  |
| (3) 避難施設（非常口、通路、階段等）における避難障害の有無 |  |
| (4) 消火器、消火栓、避難器具、自火報等の損傷又は使用障害の有無 |  |
| (5) 防災システム異常・故障表示の対応 |  |
| (6) 建物、施設等の破損又は危険箇所の有無 |  |
| ８ | 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |  |
|  | (1) 自衛消防隊の編成に基づく初動措置 |  |
| (2) 火災の発見（人的、煙感知器、設備の起動表示等による発見） |  |
| (3) 火災状況の把握（受信機の表示、非常電話等による情報収集） |  |
| (4) 消防機関への通報（電話・火災通報装置等による通報） |  |
| (5) 避難誘導（非常放送の活用、避難方向の指示、EV使用禁止） |  |
| (6) 初期消火（消火器、屋内消火栓等の活用） |  |
| (7) 空調設備の停止（吸排気設備の停止）、EVの呼び戻し（避難階への呼び戻しと停止）、排煙設備の起動、非常口等の開錠、防火戸等の閉鎖 |  |
| (8) 消火設備の起動（各種消火設備の遠隔起動及び手動操作） |  |
| (9) 火災以外の地震その他の災害等の発生時の措置 |  |
| (10)　大規模災害時の措置 |  |
| ９ | 自衛消防訓練の実施 |  |
|  | (1) 消防計画に基づく自衛消防訓練の実施 |  |
| (2) 自衛消防訓練指導者 |  |
| １０ | その他 |  |
|  | (1) 定期的な建物内外の巡回 |  |
| (2) その他防火管理上必要な事項 |  |
| １１ | 再委託する場合の契約内容等確認 |
| * 契約書等の中に、受託者に行わせる委託内容が盛り込まれているかどうか、該当項目に✔する。
 |

別図

避難経路図

|  |
| --- |
|  |